

# 始動したEU炭素国境調整措置の 国際的反響

～排出量の測定基準等の多国間合意は可能か～

京都橘大学経済学部 教授  
国際通貨研究所 客員研究員

矢口 満



## 1. はじめに

欧州連合（EU）が2023年10月に導入した「炭素国境調整メカニズム」（CBAM<sup>（注1）</sup>）は、世界初の大規模な炭素国境措置であり、大いに注目されている。同措置は、炭素排出規制の緩い国から輸入する製品に、国内（本件ではEU域内）と同等の規制負担を課す仕組みである。EU CBAMでは、域内の排出量取引制度（ETS<sup>（注2）</sup>）の無償割当を2034年

までに全廃すると同時に、域外からの輸入品に対して同等の炭素価格を課す。対象品目は鉄鋼、アルミニウムなど6品目であり、2025年末までは移行期間（報告義務のみ）だが、2026年1月から本格的に課徴が始まる<sup>（注3）</sup>。

こうしたEUに追随して、英国では2027年から炭素国境措置が導入される予定であり、カナダとオーストラリアでも同措置の導入が本格的に検討されている。またEU CBAMの炭素価格負担の減免を目的に、アジアを中心に10カ国程度で炭素税やETSなどのカーボンプライシングを導入する動きが確認される。

このように各国・地域で炭素国境措置やカーボンプライシングが導入された場合、温暖化ガス（GHG<sup>（注4）</sup>）排出量の「測定・報告・検証<sup>（注5）</sup>」（MRV<sup>（注6）</sup>）制度が国・地域ごとに異なると円滑に機能せず、最終的に企業負担や貿易コストの増加につながるおそれがある。本分野の先行研究であるマサチ

### 〈目次〉

1. はじめに
2. 2026年1月に本格施行されるEU CBAM
3. EU CBAMの国際的な反響
4. 注目されるMRV標準化に向けた国際協議
5. おわりに

ューセツ工科大学エネルギー・環境政策研究センター（MIT CEEPR<sup>(注7)</sup>）のワーキングペーパー（Mehling *et al.* [2024]）では、この問題の解決に向けた各国・地域間での協議の舞台として、G7気候クラブ<sup>(注8)</sup>やOECDの「炭素削減アプローチに関する包摂的フォーラム」（OECD-IFCMA<sup>(注9)</sup>）が取り上げられている。そうした先進国主導の多国間の枠組みにおいて、MRV制度の国際標準化が協議されているという分析である。

しかしながら、ブラジルや南アフリカ、インド、中国という4ヵ国（以下「BASIC 4ヵ国」という）や、そこにロシアも加えた5ヵ国（以下「BRICS 5ヵ国」という）は、当初よりEU CBAMに反発していたが、最近その姿勢を一段と強めている。そのためG7気候クラブやOECD-IFCMAによるMRV標準化が、これら主要な新興国も含めた真に国際的な標準化となる道筋については、今一度検証する必要があると考えられる。

以上の問題意識を踏まえて本稿では、EU CBAMの制度概要を簡単に振り返ったのち、その国際的な反響について①英国・カナダ・オーストラリアでの炭素国境措置の導入、②アジアを中心とした国々でのカーボンプライシング導入、③BRICS 5ヵ国のEU CBAMへの反発、④先行き不透明な米国との交渉、という順番に俯瞰する。そのうえで、GHG排出量のMRV制度の国際標準化について、G7気候クラブとOECD-IFCMA、そしてより包摂的な枠組みでBRICS 5ヵ国も加盟する世界

貿易機関（WTO）まで視野を広げて、その協議の状況を多角的に論じる。

## ■ 2. 2026年1月に本格施行されるEU CBAM

### (1) EU CBAMの概要

EU CBAMは輸入業者に対し、後述の対象品目をEU域外から輸入する際に、EU ETSの炭素価格にリンクして価格付けされた排出許可証の購入を義務付ける。その目的は、EU ETSの負担のある域内事業者と、同種の負担が相対的に軽い域外事業者との競争条件を平準化し、域内事業者の域外シフトに伴う「カーボンリーケージ」（削減されるべきGHG排出の域外への漏れ）を防ぐことにある。

対象品目は鉄鋼、アルミニウム、セメント、肥料、電力、水素という6品目である。制度の導入は2023年10月であったが、2025年12月までは移行期間とされ、輸入業者に課せられるのは対象品目の輸入量やGHG排出量などに関する報告義務のみである。2026年1月からは本格施行であり、輸入業者は排出許可証を輸入製品のGHG排出量に応じて当局から購入しなければならない。なお、排出量の範囲は、基本的には化石燃料使用に伴う「直接的な排出量」（Scope 1）のみであり、一定の条件の場合のみ電力由来の「間接的な排出量」（Scope 2）も含まれる。

対象品目の拡充に関しては、欧州委員会が

移行期間終了までに有機化学品やプラスチックなどを対象品目に追加することを検討する旨がCBAM規則に明記された<sup>(注10)</sup>。さらに欧州委員会には、2030年までの品目拡充タイムテーブルの提出も義務付けられた<sup>(注11)</sup>。これはEUが最終的に、EU ETSに準じた広範なセクターに課徴する構想を持つことを意味する。

## (2) 輸出国側でのカーボンプライシングに応じた減免措置

EU加盟国以外でも、①EU ETSが既に適用されている国、および②EU ETSと完全にリンクしたカーボンプライシングのある国は、EU CBAMの適用対象とならない<sup>(注12)</sup>。すなわち、これらの国から輸入する場合は排出許可証の購入義務はない。日本を含む第三国から輸入する場合は購入義務があり、その第三国でカーボンプライシングが既に行われている場合、炭素価格の二重賦課が生じることになる。EU CBAMではこれを防ぐため、その製品につき輸出国側で支払った（炭素税やETSなどの）炭素価格の分だけ、輸入時に購入すべき排出許可証の金額を減免としている。

そこで課題となるのが、輸出国側で支払った炭素価格の認定である。炭素税やETSなどの明示的なカーボンプライシングがあれば価格は明らかなため、認定は容易である。一方、暗黙のカーボンプライシングの場合、炭素価格の計測と認定は難しい。暗黙のカーボ

ンプライシングとは日本であれば、①エネルギー課税（石油・石炭税など）や②再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）に伴う賦課金、などである。これらはGHG排出削減を直接の目的としていないが、結果的に化石燃料の利用コストを高めるものであり、実質的に炭素価格を形成していると考えられる。しかし、EU CBAMでは規則の条文上、明示的なカーボンプライシングのみが減免対象とされている<sup>(注13)</sup>。

## ■ 3. EU CBAMの国際的な反響

### (1) 英国が炭素国境措置を導入予定、カナダとオーストラリアも本格検討

EU CBAMが2023年10月に導入され、2026年1月から本格施行されることは国際的に様々な反響を呼んでいる。本節ではまず、EUに追随して炭素国境措置を導入する国々を取り上げる。すなわち、同措置の導入が事実上決定している英国や、導入が本格的に検討されているカナダとオーストラリアである。

まず英国では、政府が2023年12月にEU CBAMに類似した炭素国境措置の導入方針を公表し、その後の意見募集を経て2024年10月に、2027年1月からの導入方針を正式決定した。法律の素案は2025年4月に公表され、現在は技術的観点からの意見募集が行われている<sup>(注14)</sup>。すなわち、現在は議会承認と細

則策定を待つだけの段階である。英国の炭素国境措置はEUとかなり近いが、幾つかの相違点もある。まず、開始時期はEUから1年遅れの2027年1月であり、移行期間は設けられない。対象品目はEUとほぼ同じだが、電力は含まれない。GHG排出量のカバー範囲については、EUは基本的にScope 1のみであるが、英国ではScope 2も対象となる。

次にカナダでは、炭素国境措置の導入を本格的に検討している。カナダ政府は2020年11月に同措置の可能性を探る方針を初めて表明し、2021年4月に国内協議プロセスを正式に開始する意向を示した。同年7月のEU CBAMの規則案公表はカナダ政府にとって刺激となったが、米国と協調する形で炭素国境措置を導入すべきとの考えから、カナダ政府は国内での議論を慎重に進めていた。しかし、2025年4月に誕生したカーニー政権は、米国トランプ大統領の「相互関税」政策への対抗策という意味も含めて、炭素国境措置の導入に向けた検討を本格的に進める意向を表明した<sup>(注15)</sup>。

オーストラリアでも炭素国境措置の導入が重要な政策課題として浮上している。2021年7月にEUのCBAM規則案が公表された際は、当時の保守連立政権が保護貿易主義の新たな手段とみなしてEU側に反発していたが、2022年に誕生した労働党政権は姿勢を一転させ、自国での炭素国境措置の導入検討に舵を切った。環境省は2023年11月と2024年11月の二度にわたり、カーボンリーケージに対応す

るための政策オプションについて意見募集を行ったが、そのオプションには炭素国境措置が明示的に含まれている。同省は2025年中に最終提言を取りまとめ、連邦内閣に付議する予定である<sup>(注16)</sup>。

## (2) アジアを中心にカーボンプライシングを導入する国が続出

EU CBAMにおける炭素価格負担の減免を目的の一つとして、炭素税やETSといったカーボンプライシングを新たに導入する国が続出している。EU向け輸出が炭素国境措置を受けるのであれば、あらかじめ自国（輸出国）で炭素価格を課しておく方が得策である（自国の歳入増により輸出企業の支援も別途可能になる）という考えからである。

そうしたカーボンプライシングの導入国はアジアに多くみられる。インドネシア（2025年後半に炭素税を導入予定<sup>(注17)</sup>）、タイ（2025年にも炭素税を導入予定<sup>(注18)</sup>）、マレーシア（2026年に炭素税を導入予定<sup>(注19)</sup>）、ベトナム（2025年に試験的ETS開始<sup>(注20)</sup>）、そしてインド（2026年にETS本格開始予定<sup>(注21)</sup>）が挙げられる。日本でも2026年度から大企業のGX-ETS参加が義務化されるが、その理由の一つがEU CBAMへの対応である<sup>(注22)</sup>。

アジア以外でもトルコ（2024年に試験的ETS開始<sup>(注23)</sup>）、イスラエル（2025年に炭素税導入<sup>(注24)</sup>）、モロッコ（2026年に炭素税導入の見込み<sup>(注25)</sup>）、そしてブラジル

(2024年にETS法成立、数年かけて完全施行の予定<sup>(注26)</sup>) が挙げられる。

なお、インドとブラジルは下記のようにBASIC 4カ国およびBRICS 5カ国のメンバーであり、EU CBAMに強く反発している。ただし、同時に2026年1月からのEU CBAM本格施行時の影響緩和のために、カーボンプライシングも導入しようとしているのである。

### **(3) BRICS 5カ国は当初からEU CBAMに強く反発**

EU CBAMに対して、当初から強く反発してきた主要な新興国として、ブラジル、南アフリカ、インド、中国というBASIC 4カ国、およびそこにロシアも加えたBRICS 5カ国が挙げられる。

BASIC 4カ国はEU CBAM規則案が公表される直前の2021年4月から共同閣僚声明で反対姿勢を明示していた<sup>(注27)</sup>。最近でも2024年7月に共同閣僚声明を出している<sup>(注28)</sup>。その主張のポイントは、EU CBAMが国連気候変動枠組条約（UNFCCC）で定められた「共通だが差異ある責任」（CBDR<sup>(注29)</sup>）の原則に反するという点である<sup>(注30)</sup>。

また、これら4カ国にロシアも加えたBRICS 5カ国の枠組みでは、当初はCBAMを名指しして批判することを避けていた。しかし、2024年10月のBRICS首脳による「カザン宣言<sup>(注31)</sup>」では、「環境問題を口実にした一方的、懲罰的、差別的な保護主義的措

置、例えばCBAMのようなものを拒否する」と明記するに至っている。

そしてロシアは2025年5月、単独でWTOに対し、EUを正式に提訴（紛争解決手続の協議要請）した。その理由はカザン宣言とほぼ同じであり、EU CBAMは「真の環境政策ではなく、気候政策を装った保護主義的かつ差別的なメカニズム<sup>(注32)</sup>」であると明記されている。ロシアはWTOの場での協議（60日間）をEUに求めたが、EU側が拒否したため、今後は紛争処理パネル（小委員会）の設置を要請すると見込まれる<sup>(注33)</sup>。ただし制度上、2026年1月のEU CBAM本格施行は差し止められない<sup>(注34)</sup>。

2027年1月にはEUに続いて英国も炭素国境措置を導入する。そして近い将来にはカナダとオーストラリアでも導入が見込まれる。こうしたなかで、これら先進国とBRICS 5カ国との溝はさらに深まるおそれがある。

### **(4) 米国とEUの関税交渉は先行き不透明**

EU CBAMをめぐる米国とEUの関係性はやや複雑である。米通商代表部（USTR）はEUの不公正な貿易障壁の一つとしてEU CBAMを2025年4月に名指ししており<sup>(注35)</sup>、これが、トランプ政権がEUに高率の「相互関税」を課そうとしている理由の一つとなっているからである。3月末に発表された2025年版USTR「外国貿易障壁報告<sup>(注36)</sup>」においても、米国の暗黙のカーボンプライシ

ング（規制措置による化石燃料利用コストの間接的な引き上げ）がEU CBAMにおける炭素価格賦課の減免措置の対象とならない点が批判されていた。

米国とEUとの米国「相互関税」をめぐる交渉は2025年7月8日を期限として行われていたが、最近になり期限延期の可能性が報道されている（注37）。EU側はこの関税交渉においてEU CBAMを取引材料としないと見込まれているが（注38）、本稿執筆時点（6月16日）では最終的な着地点は全く不透明である。

前述のようにEU CBAMでは規則の条文上、輸出国側における明示的なカーボンプライシングのみが炭素価格賦課の減免対象とされている。仮に暗黙のカーボンプライシングも対象にするとすると、条文の見直しが必要となる。また、暗黙のカーボンプライシングは米国だけでなく、日本も含めて多くの国に様々な形態でみられるため、それらを整理して減免対象を確定しようとする議論の収拾が付かないおそれ大きい。

## ■ 4. 注目されるMRV標準化に向けた国際協議

### (1) MRV制度の国際標準化とは

上述のように、EU CBAMは世界各国で様々な反響を生んでいる。EUに追随して炭素国境措置を導入する一部の先進国、炭素価格賦課の減免措置を受けるためカーボンプラ

イシングを導入する国々、そして強く反発するBRICS5ヵ国である。ただし、ロシアからのWTO提訴を受けても、EU CBAMは2026年1月から本格施行される。

こうしたなかで実務的に重要になるのが、GHG排出量のMRV制度の国際標準化である。EU CBAMが本格施行されるうえ、英国が2027年から、カナダとオーストラリアも近い将来に炭素国境措置を導入すると、MRV制度の国際標準化の必要性は極めて高い。仮に標準化されなければ、企業は炭素国境措置を導入する各国・地域それぞれの制度に即してGHG排出量の測定・報告を行い、検証を受けなければならないからである。むしろ自国がカーボンプライシングを導入していれば、自国のMRV制度にも対応する必要がある。そこで次節からは、このMRV標準化に向けた国際協議の状況を確認する。

### (2) 国際協議の舞台となるG7気候クラブとOECD-IFCMA

国際協議の舞台として、まずG7気候クラブとOECD-IFCMAが挙げられる（注39）。それぞれG7とOECDを設立母体としているが、参加国はG7諸国やOECD加盟国に限定されておらず、新興国や開発途上国にも開かれている。現在G7気候クラブには46ヵ国・地域、OECD-IFCMAには60ヵ国・地域が参加している。

どちらの協議体もMRV標準化に取り組んでいるが、G7気候クラブは参加各国間の政

策調整に、OECD-IFCMAは政策データベースの構築・分析に重点が置かれてきた。そのため現在では、OECD-IFCMAの分析結果をG7気候クラブの政策調整に活用する、といった連携が行われている（注40）。

ただし、G7気候クラブもOECD-IFCMAも開かれた協議体ではあるが、肝心のBRICS 5カ国については南アフリカのOECD-IFCMA参加を例外として、どちらにも全く参加していない。そのためMRV制度の真の国際標準化を実現するためには、G7気候クラブやOECD-IFCMAの協議結果をBRICS 5カ国も参加するような、より包摂的な国際協議の場へ橋渡しする必要がある。

### (3) 協議結果のWTOへの橋渡しがポイントに

その橋渡し先の最有力候補として挙げられるのがWTOである（注41）。特にWTOの「貿易と環境に関する委員会」（CTE）は、2024年9月に日本がGHG排出量測定の方法論に関するガイダンス策定を提案したり（注42）、2025年3月に韓国が国家間でのMRV制度の相互承認を提案したりしており（注43）、MRV標準化を議論するのに適した場といえる。

また、WTO内で自発的に参加して意見交換を行う場である「貿易と環境持続可能性に関する体系的議論」（TESSD（注44））では、MRV標準化に関する議論が既に始まっている。TESSDには現在78カ国・地域が参加しており、そこにはBRICS 5カ国のうちブラジ

ル・中国・ロシアも含まれている。TESSDの2025年の討議テーマの1つは「炭素測定の方法論と基準を含む産業と輸送の脱炭素化」であり、2025年5月の会合ではOECDからIFCMAのMRV制度の利用が提案されている（注45）。

もっとも、TESSDはあくまでも意見交換の場に過ぎない。肝心のCTEにおいて、G7気候クラブやOECD-IFCMAから橋渡しを受ける形でMRV標準化が提案される場合には、BRICS 5カ国が強く反発する公算が大きい。これは、先進国の主導する協議体（G7気候クラブ、OECD-IFCMA）で高度なMRV基準が設定され、それが新興国や開発途上国にも適用されると、それらの国々の企業が技術的に対応できず著しく不利になるからである。

BRICS 5カ国の基本姿勢は、2025年5月末に採択した「公正で包摂的かつ透明な炭素会計のためのBRICS原則（注46）」に現れている。この原則には「MRV制度は各国の主権を尊重しつつ、アクセスしやすく、低コストであるべき」と明記されており、MRV制度の簡素化・費用低減や新興国・開発途上国の能力構築支援の必要性が示されている。

WTOの議決には原則として全会一致が求められることから、MRV標準化の実現にはBRICS 5カ国の同意も必要である。そのためにはEUを始めとする先進国側がCBDRの原則を尊重し、新興国や開発途上国に対してMRV体制の構築支援を十分に行う姿勢を見

せることが最低限必要になると考えられる。

## ■ 5. おわりに

2026年1月から本格施行されるEU CBAMの国際的な反響は大きく、英国・カナダ・オーストラリアが追随して炭素国境措置の導入に向かうほか、炭素価格負担の減免を目的としてカーボンプライシングを導入する国がアジアを中心に10カ国を数える。これは欧州委員会が当初から強調していたように、EU CBAMに域外各国の脱炭素化を促す効果があり、それが具体化したものと評価できる。

こうしたなかで実務的に重要なのがMRV制度の国際標準化である。それに関するG7気候クラブやOECD-IFCMAでの協議結果が、より包摂的な枠組みであるWTO（委員会としてはCTE）に橋渡しされることが望ましい。非公式な意見交換の場とはいえ、既にWTO内のTESSDではOECD-IFCMAのMRV制度が議論されている。ただし、当初からEU CBAMに反発してきたBRICS5カ国の姿勢は最近やや硬化している。WTOで正式な合意に至るためには、EUを始めとする先進国側がBRICS5カ国を含む新興国や開発途上国に対し、MRV体制の構築支援を十分に行う姿勢を見せる必要がある。

以上が本稿の要旨であるが、ここでいうMRV体制の構築支援には、OECD-IFCMAが担うとみられる技術面の支援だけでなく、先進国側からの資金面の支援も含まれる。た

だし、EU CBAMの規則上でCBAM収入の新興国・開発途上国への再配分が謳われているにもかかわらず<sup>(注47)</sup>、基金設置などの具体的な動きは見られない<sup>(注48)</sup>。英国やカナダ、オーストラリアでも資金支援は全く議論されていない模様である。

現状である程度期待できるのは、G7気候クラブが2024年11月に、新興国・開発途上国の脱炭素に関する技術・資金ニーズを登録するプラットフォーム（GMP<sup>(注49)</sup>）を設立したことである<sup>(注50)</sup>。資金面のニーズは、世界銀行などの多国間開発銀行や各種気候基金といった資金の出し手とマッチングされる。これは、産業（特に重工業）の脱炭素全般に関するプラットフォームであるが、MRV体制の構築支援もその一部に含まれている。

そこで今後については、新興国や開発途上国のMRV体制の構築支援に関して、炭素国境措置を導入するEUなどの先進国・地域が積極的な姿勢に転換するのか、またG7気候クラブのGMPが十分に機能するのか、といった点に注目していきたい。

(注1) Carbon Border Adjustment Mechanism

(注2) Emissions Trading System

(注3) EU CBAMについては、その規則案の原案（2021年7月公表）を矢口〔2021〕にて、また原案を改訂した暫定合意（2022年12月公表）を矢口〔2023〕にて取り上げた。本稿はそれらを踏まえ、現時点でのEU CBAMの国際的反響を多角的に分析した。

(注4) Green House Gas

(注5) 「測定」とはGHG排出量を国際的な基準や方法論

に基づいて定量的に把握すること、「報告」とは測定したデータを標準化された形式で政府や国際機関などに公式に提出することである。そして「検証」とは、報告されたデータが正確かつ信頼できるかどうかを第三者が確認・評価することである。

(注6) Measurement, Reporting and Verification

(注7) Center for Energy and Environmental Policy Research

(注8) The Climate Club (<https://climate-club.org/>)

(注9) Inclusive Forum on Carbon Mitigation Approaches (<https://www.oecd.org/en/about/programmes/inclusive-forum-on-carbon-mitigation-approaches.html>)

(注10) Official Journal of the European Union [2023], Article 30(2) (a) (iii).

(注11) Official Journal of the European Union [2023], Article 30(2) (b).

(注12) ①に該当する国はアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイス、②は条文上は定めなし (Official Journal of the European Union [2023], Annex III)。

(注13) Official Journal of the European Union [2023], Article 3(29), 9(1), and前文(46).

(注14) HM Treasury [2025].

(注15) Delphi [2025].

(注16) オーストラリア環境省ホームページ“Australia’s Carbon Leakage Review” (<https://www.dcccew.gov.au/climate-change/emissions-reduction/review-carbon-leakage>) (最終閲覧日：2025年6月15日)

(注17) Argus [2025].

(注18) Legal 500 [2024].

(注19) PwC [2024].

(注20) ICAP [2025].

(注21) ET EnergyWorld [2025].

(注22) 経済産業省 [2025], p.2.

(注23) ICAP [2024a].

(注24) Herzog [2024].

(注25) Hespess [2024].

(注26) ICAP [2024b].

(注27) South African Government [2021].

(注28) Reuters [2024].

(注29) Common But Differentiated Responsibilities

(注30) ロシアはUNFCCC上で附属書I国 (Annex I) すなわち先進国に分類されているのに対し、BASIC 4カ国はいずれも開発途上国 (Non-Annex I) として登録されている。このためロシアは、BASIC 4カ国と共にCBDRの原則を主張しにくい立場にあったと考えられる。

(注31) BRICS [2024], p.22.

(注32) WTO [2025b], p.2.

(注33) 東京共同会計事務所 [2025].

(注34) パネル設置から審理・報告書作成まで1年以上が見込まれるうえ、当事者は報告書に同意できなければ上級委員会に上訴できる。しかも同委員会は2019年から機能を停止している。

(注35) USTR 公式X (旧Twitter) ポスト (2025年4月7日付)。

<https://x.com/USTradeRep/status/1909326878726365215> (最終閲覧日：2025年6月15日)

(注36) USTR [2025], p.161-162.

(注37) Reuters [2025].

(注38) Borderlex [2025].

(注39) Mehling *et al.* [2024], p.2.

(注40) Climate Club [2024], p.19

(注41) 橋渡し先のもう一つの候補としてUNFCCCがあるが、UNFCCCで議論されるのは国全体のGHG削減実績の把握手法である。EU CBAMのような個別企業を対象とした環境・貿易政策とは性質がかなり異なる。

(注42) WTO [2024].

(注43) WTO [2025a], p.2.

(注44) Trade and Environmental Sustainability Structured Discussions ([https://www.wto.org/english/tratop\\_e/tessd\\_](https://www.wto.org/english/tratop_e/tessd_)

- e/tessd\_e.htm)
- (注45) OECD [2025], p.3-4.
- (注46) BRICS [2025], p.4.
- (注47) Official Journal of the European Union [2023], 前文(74).
- (注48) Down To Earth [2024].
- (注49) Global Matchmaking Platform
- (注50) UNIDO [2024].

#### [参考文献]

- Argus [2025], "Indonesia developing ETS ahead of EU CBAM introduction", April 24, 2025.  
[https://www.argusmedia.com/en/news-and-insights/latest-market-news/2681354-indonesia-developing-ets-ahead-of-eu-cbam-introduction?utm\\_source=chatgpt.com](https://www.argusmedia.com/en/news-and-insights/latest-market-news/2681354-indonesia-developing-ets-ahead-of-eu-cbam-introduction?utm_source=chatgpt.com) (最終閲覧日：2025年6月15日)
- Borderlex [2025], "Interview: Europe 'can win argument' over carbon border adjustment", June 11, 2025.  
[https://borderlex.net/2025/06/11/interview-europe-can-win-argument-over-carbon-border-adjustment/?utm\\_source=chatgpt.com](https://borderlex.net/2025/06/11/interview-europe-can-win-argument-over-carbon-border-adjustment/?utm_source=chatgpt.com) (最終閲覧日：2025年6月15日)
- BRICS [2024], "XVI BRICS Summit / Kazan Declaration - Strengthening Multilateralism for Just Global Development and Security", October 23, 2024.  
<https://brics.br/pt-br/documentos/acervo-de-presidencias-antiores/leaders-declarations/2024-xvi-brics-summit-kazan-declaration.pdf/> (最終閲覧日：2025年6月15日)
- BRICS [2025], "BRICS Principles for Fair, Inclusive and Transparent Carbon Accounting in Product and Facility Footprints", BRICS Climate Leadership Agenda, May 28, 2025.  
[https://brics.br/en/documents/environment-climate-energy-and-disaster-risk-reduction/250528\\_brics\\_climate-leadership-agenda\\_principles-fair-inclusive-transparent-carbon-accounting.pdf](https://brics.br/en/documents/environment-climate-energy-and-disaster-risk-reduction/250528_brics_climate-leadership-agenda_principles-fair-inclusive-transparent-carbon-accounting.pdf) (最終閲覧日：2025年6月15日)
- Climate Club [2024], "Climate Club Work Programme 2025-26", December 23, 2024.  
[https://climate-club.org/wp-content/uploads/2025/01/Climate\\_Club\\_Work\\_Programme\\_2025-26-final.pdf](https://climate-club.org/wp-content/uploads/2025/01/Climate_Club_Work_Programme_2025-26-final.pdf) (最終閲覧日：2025年6月15日)
- Delphi [2025], "What a Carney Government Means for Climate", May 1, 2025.  
<https://delphi.ca/2025/05/what-a-carney-government-means-for-climate/#:~:text=,countries%20with%20weaker%20climate%20policies> (最終閲覧日：2025年6月15日)
- Down To Earth [2024], "CSE Report Criticizes EU's Carbon Border Tax as Unfair to Developing Nations", July 19, 2024.  
<https://www.downtoearth.org.in/climate-change/eus-carbon-border-tax-mechanism-unfair-to-developing-countries-cse> (最終閲覧日：2025年6月15日)
- ET EnergyWorld [2025], "India to launch carbon market by 2026, says Power minister", February 22, 2025.  
[https://energy.economictimes.indiatimes.com/news/power/india-to-launch-carbon-market-by-2026-says-power-minister/118468386?utm\\_source=chatgpt.com](https://energy.economictimes.indiatimes.com/news/power/india-to-launch-carbon-market-by-2026-says-power-minister/118468386?utm_source=chatgpt.com) (最終閲覧日：2025年6月15日)
- Hespress [2024], "Why Morocco's carbon tax debate is a defining moment for the economy", November 4, 2024.  
[https://en.hespress.com/94271-why-moroccos-carbon-tax-debate-is-a-defining-moment-for-the-economy.html?utm\\_source=chatgpt.com](https://en.hespress.com/94271-why-moroccos-carbon-tax-debate-is-a-defining-moment-for-the-economy.html?utm_source=chatgpt.com) (最終閲覧日：2025年6月15日)
- Herzog [2024], "The Government Has Approved a Mechanism for Taxation of Greenhouse Gas and Local Pollutants Emissions", January 18, 2024.  
<https://herzoglaw.co.il/en/news-and-insights/the>

- 
- government-has-approved-a-mechanism-for-taxation-of-greenhouse-gas-and-local-pollutants-emissions/?utm\_source=chatgpt.com (最終閲覧日：2025年6月15日)
- HM Treasury [2025], “Guidance / Factsheet: Carbon border adjustment mechanism”, April 24, 2025.  
<https://www.gov.uk/government/publications/factsheet-carbon-border-adjustment-mechanism-cbam/factsheet-carbon-border-adjustment-mechanism#:~:text=,adjustment%20mechanism%20from%20January%202027%E2%80%99> (最終閲覧日：2025年6月15日)
  - International Carbon Action Partnership (ICAP) [2024a], “Türkiye envisions central role for ETS in 2024-2030 climate strategy”, June 10, 2024.  
[https://icapcarbonaction.com/en/news/turkiye-envisions-central-role-ets-2024-2030-climate-strategy?utm\\_source=chatgpt.com](https://icapcarbonaction.com/en/news/turkiye-envisions-central-role-ets-2024-2030-climate-strategy?utm_source=chatgpt.com) (最終閲覧日：2025年6月15日)
  - International Carbon Action Partnership (ICAP) [2024b], “Brazil adopts cap-and-trade system”, November 28, 2024.  
[https://icapcarbonaction.com/en/news/brazil-adopts-cap-and-trade-system?utm\\_source=chatgpt.com](https://icapcarbonaction.com/en/news/brazil-adopts-cap-and-trade-system?utm_source=chatgpt.com) (最終閲覧日：2025年6月15日)
  - International Carbon Action Partnership (ICAP) [2025], “Vietnam approves carbon market roadmap, pilot ETS to launch in June 2025”, February 11, 2025.  
[https://icapcarbonaction.com/en/news/vietnam-approves-carbon-market-roadmap-pilot-ets-launch-june-2025?utm\\_source=chatgpt.com](https://icapcarbonaction.com/en/news/vietnam-approves-carbon-market-roadmap-pilot-ets-launch-june-2025?utm_source=chatgpt.com) (最終閲覧日：2025年6月15日)
  - Legal 500 [2024], “Thailand’s Future Regulations on Climate Change”. December 16, 2024.  
[https://www.legal500.com/developments/thought-leadership/thailands-future-regulations-on-climate-change/?utm\\_source=chatgpt.com](https://www.legal500.com/developments/thought-leadership/thailands-future-regulations-on-climate-change/?utm_source=chatgpt.com) (最終閲覧日：2025年6月15日)
  - Mehling, Michael, Harro van Asselt, Susanne Droege, Kasturi Das, and Catherine Hall [2024], “Bridging the Divide: Assessing the Viability of International Cooperation on Border Carbon Adjustments”, CEEPR Working Paper Series 2024-06, the Center for Energy and Environmental Policy Research (MIT-CEEPR), Apr. 2024.  
<https://ceepr.mit.edu/workingpaper/bridging-the-divide-assessing-the-viability-of-international-cooperation-on-border-carbon-adjustments/> (最終閲覧日：2025年6月15日)
  - OECD [2025], “Interoperability of carbon intensity metrics”, Trade and Environmental Sustainability Structured Discussions, WTO, May 13, 2025.  
[https://www.wto.org/english/tratop\\_e/tessd\\_e/04\\_TrCMS\\_02%20-%20Presentation%20by%20OECD.pdf](https://www.wto.org/english/tratop_e/tessd_e/04_TrCMS_02%20-%20Presentation%20by%20OECD.pdf) (最終閲覧日：2025年6月15日)
  - Official Journal of the European Union [2023], “REGULATION (EU) 2023/956 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 10 May 2023 establishing a carbon border adjustment mechanism”, May 16, 2023.
  - PwC [2024], “Carbon tax: A catalyst for Malaysia's carbon market?”, November 21, 2024.  
[https://www.pwc.com/my/en/perspective/esg/241121-malaysia-carbon-tax.html?utm\\_source=chatgpt.com](https://www.pwc.com/my/en/perspective/esg/241121-malaysia-carbon-tax.html?utm_source=chatgpt.com) (最終閲覧日：2025年6月15日)
  - Reuters [2024], “BASIC bloc slams 'leadership void' on climate change, finance”, July 25, 2024.  
<https://www.reuters.com/business/environment/basic-bloc-slams-leadership-void-climate-change-finance-2024-07-25/> (最終閲覧日：2025年6月15日)
  - Reuters [2025], “Trump says willing to extend trade talks deadline, but says that won't be necessary”, July 12, 2025.  
<https://www.reuters.com/world/china/bessent-says->

- 
- us-may-roll-date-forward-some-after-90-day-tariff-pause-ends-2025-06-11/ (最終閲覧日: 2025年6月15日)
- ・ South African Government [2021], "Joint Statement issued at the conclusion of the 30th BASIC Ministerial Meeting on Climate Change hosted by India on 8th April 2021", April 8, 2021.  
<https://www.gov.za/news/media-statements/joint-statement-issued-conclusion-30th-basic-ministerial-meeting-climate> (最終閲覧日: 2025年6月15日)
  - ・ United Nations Industrial Development Organization (UNIDO) [2024], "Launch of Global Matchmaking Platform to accelerate technical and financial assistance for industrial decarbonization in emerging and developing economies", November 15, 2024.  
[https://www.unido.org/news/launch-global-matchmaking-platform?utm\\_source=chatgpt.com](https://www.unido.org/news/launch-global-matchmaking-platform?utm_source=chatgpt.com) (最終閲覧日: 2025年6月15日)
  - ・ United States Trade Representative (USTR) [2025], "2025 National Trade Estimate Report on FOREIGN TRADE BARRIERS of the President of the United States on the Trade Agreements Program", March 31, 2025.
  - ・ WTO [2024], "Addressing Trade-related Climate Measures at the WTO - Communication from Japan", Committee on Trade and Environment, WT/CTE/W/264, September 25, 2024.
  - ・ WTO [2025a], "Key Considerations for Trade-related Climate Measures: Suggested Approaches toward A Sustainable Future- Communication from the Republic of Korea", Committee on Trade and Environment, WT/CTE/W/267, March 21, 2025.
  - ・ WTO [2025b], "EUROPEAN UNION AND ITS MEMBER STATES - CARBON BORDER ADJUSTMENT MECHANISM Request for Consultation by the Russian Federation", WT/DS639/1, May 19, 2025.
  - ・ 経済産業省 [2025] 「CBAMの論点と対応状況」GXグループ 地球環境対策室、2025年5月。  
[https://www.meti.go.jp/shingikai/energy\\_environment/cbam/pdf/001\\_05\\_00.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/cbam/pdf/001_05_00.pdf) (最終閲覧日: 2025年6月15日)
  - ・ 東京共同会計事務所 [2025] 「EUの炭素国境調整措置 (CBAM) への日本企業の対応について (CBAMに係るWTOでの動きとCBAM簡素化案に係る動き)」, 2025年6月4日。  
<https://www.tkao.com/column/column-2025-13/> (最終閲覧日: 2025年6月15日)
  - ・ 矢口満 [2021] 「国際的な議論を呼ぶEUの炭素国境調整措置～日本でも議論参加に向けて炭素排出量の計測などが課題に～」『月刊資本市場』No.434、pp.47-55、2021年10月。
  - ・ 矢口満 [2023] 「今秋にも導入されるEUの炭素国境調整措置～対象品目の拡張をにらみ日本でも実務面の対応が課題に～」『月刊資本市場』No.453、pp.42-52、2023年5月。

